

令和7年度第1回福島県総合計画審議会土地水対策部会

次第

日 時：令和7年6月12日（木）
13時30分～

場 所：杉妻会館3階「百合の間」

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議事

- (1) 部会長及び副部会長選出
- (2) 福島県水源地域保全条例（案）について
- (3) その他

5 閉会

【配布資料一覧】

- 資料1 福島県総合計画審議会土地水対策部会設置要綱
- 資料2 福島県水源地域保全条例（案） 制定検討の背景
- 資料3 福島県水源地域保全条例（案）の考え方
- 資料4 福島県水源地域保全条例（案） 概要
- 資料5 福島県水源地域保全条例（案） 条文要旨
- 資料6 福島県水源地域保全条例（案）のスケジュール（予定）

令和7年度第1回福島県総合計画審議会土地水対策部会
出席者名簿

(五十音順・敬称略)

【委員】

氏名	役職	代理出席	備考
1 岩崎 優二	福島県弁護士会いわき支部弁護士		
2 菊地 裕	福島県農業会議専務理事兼事務局長		
3 立谷 秀清	福島県市長会会長(相馬市長)	常務理事兼事務局長 小松 信之	
4 丹治 俊宏	福島県森林組合連合会代表理事専務		
5 藤田 豊	輝く猪苗代湖をつくる県民会議理事長		
6 星 學	福島県町村会会長(下郷町長)	総務課長 添田 秀雄	
7 村上 早紀子	福島大学経済経営学類准教授		

【水源地域保全 関係課】

所属	役職	氏名	備考
1 企画調整部	エネルギー課主幹	吉川 正大	
2 生活環境部	水・大気環境課主幹兼副課長	水口 昌郁	
3 農林水産部	森林計画課主幹	眞壁 晴美	
4 農林水産部	森林保全課主幹兼副課長	橘 吉美	

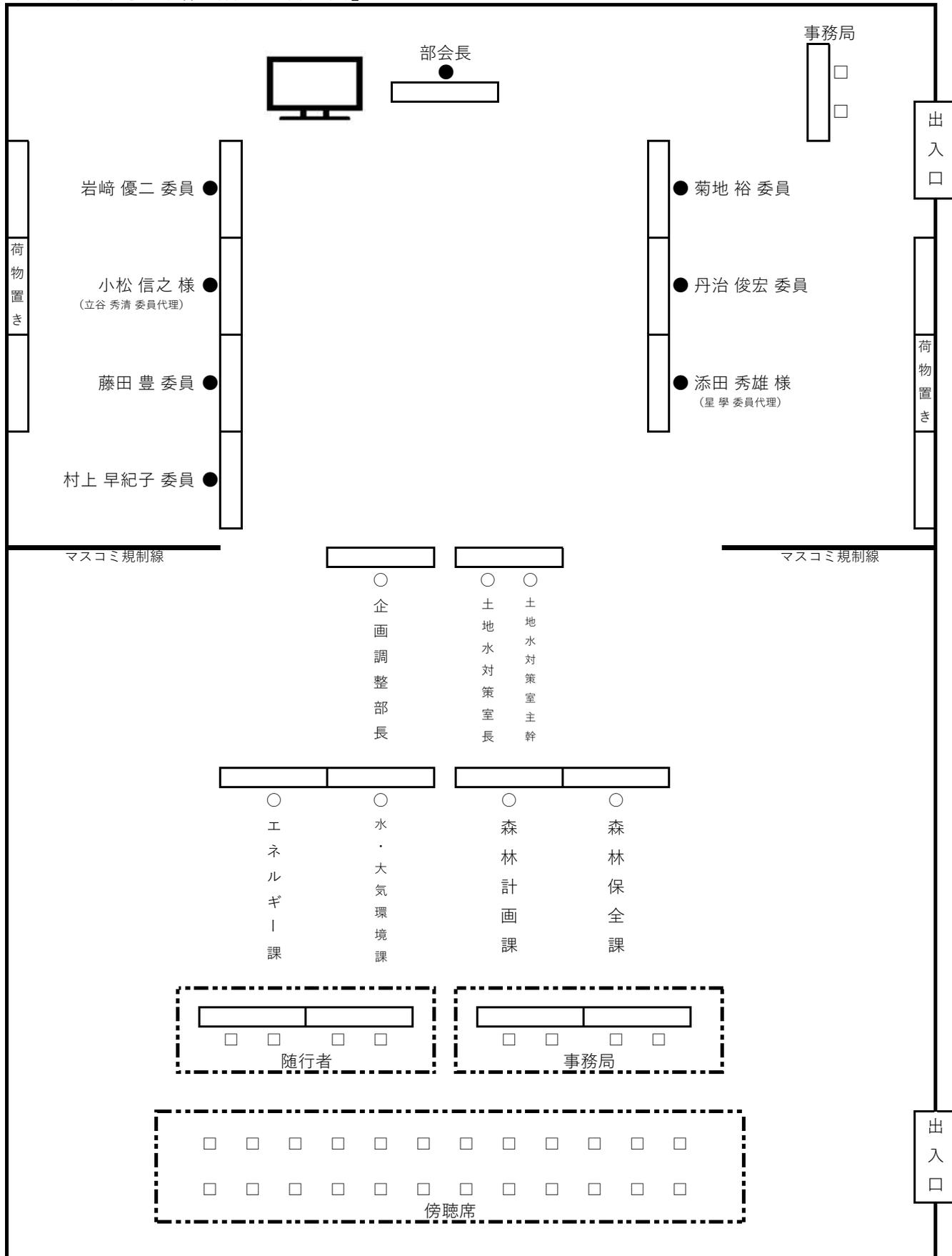
【事務局】

所属	役職	氏名	備考
1 企画調整部	部長	五月女 有良	
2 企画調整部	土地水対策室長	佐藤 秀樹	
3 企画調整部	土地水対策室主幹	竹内 朋紀	
4 企画調整部	主査	小林 亮	
5 企画調整部	主査	佐藤 研太	

令和7年度第1回福島県総合計画審議会土地水対策部会 座席表

日時：令和7年6月12日（木）13時30分～

場所：杉妻会館3階「百合の間」



福島県総合計画審議会土地水対策部会設置要綱

(設置)

第一条 福島県総合計画審議会（以下「審議会」という。）条例第六条の規定に基づき、同条例第一条第二項に規定する審議会として土地利用基本計画に関する事項を始め、土地及び水に関する事項を調査審議するため、審議会に「土地水対策部会」「（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 部会は、次の事項を所掌する。

- 一 土地利用基本計画に関すること。
- 二 水源地域の保全に関すること。
- 三 その他、土地及び水に関すること。

(組織)

第三条 部会は、審議会の委員及び学識経験者等から任命する特別委員で構成する。

2 部会は、委員十人以内で組織する。

(部会委員)

第四条 部会委員は、審議会の会長が指名する。

- 2 部会委員の任期は、二年とする。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任委員は、前任委員の残任期間とする。
- 3 部会委員は、再任することができる。

(部会長及び副部会長)

第五条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第六条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、審議会の会長が招集し、審議会の会長が不在のときは知事が招集する。

- 2 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、部会の検討内容等について、審議会に報告するものとする。

(庶務)

第七条 部会の庶務は、企画調整部土地水対策室において処理する。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会条例、審議会運営規程に準じるほか、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和七年五月一日から施行する。

現状

憂慮される土地取引

- ・ 県民生活や経済活動に欠かせない水の供給源である水源地域における土地取引
- ・ 外国資本等による土地取引

不適切な利用・管理

- ・ 不適切な森林開発
- ・ 管理不全

懸念

・ 水源涵養機能の低下

・ 災害の発生

水源地域保全条例

憂慮される土地取引

届出制度

- ・ 土地所有者や利用目的等を把握するため土地売買等の事前届出を義務付け

不適切な利用・管理

立入調査等制度

- ・ 現地の状況や周囲への影響を把握するため立入調査・報告の徴収等を実施

1 対象区域（水源地域）

主に「森林及びその周辺の区域」

- ・ 県土の大部分を占める森林の区域は、公共用水の供給源であり、保全することが重要
- ・ 水源地域の保全のためには森林周辺の区域の保全も重要であること、対象区域を明確にする必要があることから、大字単位で指定
- ・ 国有林は国が適正に管理（対象区域から除く）

<参考> 県土に占める森林の割合

区分	面積	割合
県土	1,378千ha	100%
森林	973千ha	71%
民有林	565千ha	41%
国有林	408千ha	30%

2 制度

届出制度

- ・土地所有者、利用目的等の早期情報把握が重要
- ・憲法で財産権が保障されていることを踏まえ、過度な権利制限を避けるため、禁止や許可ではなく、事前届出制度を採用

立入調査等制度

- ・現地の状況、周囲への影響把握が重要
- ・届出のあった土地に限らず、知事が指定する水源地域内すべてを対象に、必要に応じ調査

<参考> 他道府県における水源地域保全条例制定状況

全国20の道府県において水源地域保全条例（道府県によって名称は異なる）を制定しており、水源地域における土地売買等の事前届出制度を設けている。

また、事前届出制度に加え、立入調査や勧告、過料、公表等について規定している道府県が多い。

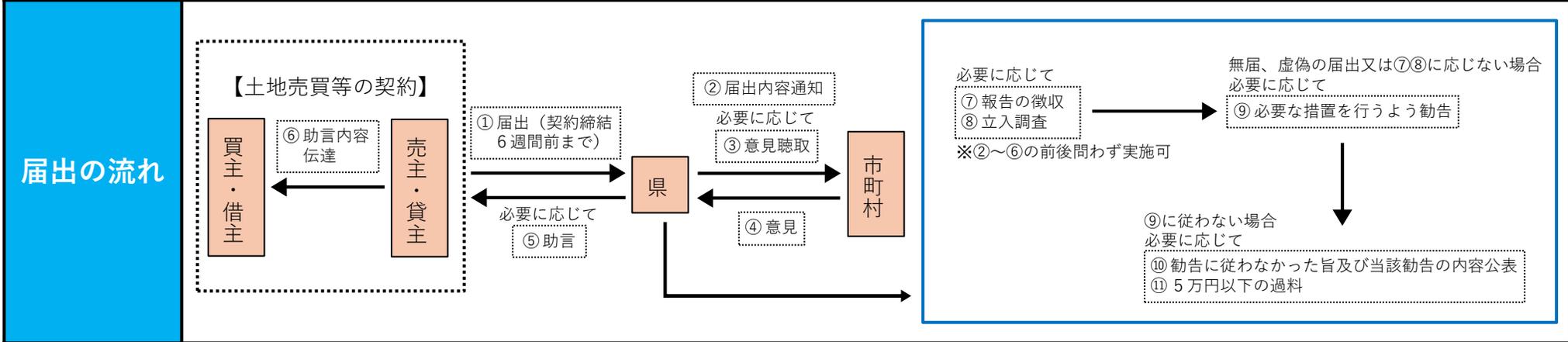
道府県名	該当数
北海道、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、徳島県、宮崎県	20

1 背景

近年、本県を含め全国的に外国資本等による水源地域の土地買収や開発行為等が発生し、地域に不安が生じている。他道府県では、水源地域の土地の所有者や利用状況を把握する条例を設けて対応しており、本県でも、水源の水質や水量を損なうおそれが生じた際に素早く対応できるよう、水源地域保全条例を制定する。

2 届出制度

対象区域	森林及びその周辺の区域等であって、知事が指定した区域
対象行為	土地について次の権利を移転又は設定する契約の締結 ① 所有権 ② 地上権 ③ 地役権 ④ 賃借権 ⑤ 使用貸借による権利
対象外	① 土地の面積が0.5ha未満の契約 ② 契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、森林整備法人、道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合 ③ 非常災害のために必要な応急措置として行われる契約 ④ 農地法第3条第1項の許可を要する契約又は同項各号のいずれかに該当する契約
届出内容	契約の当事者の氏名、住所、土地の利用目的等



3 立入調査等制度

対象区域	森林及びその周辺の区域等であって、知事が指定した区域
対象者	土地について次の権利を有する者 ① 所有権 ② 地上権 ③ 地役権 ④ 賃借権 ⑤ 使用貸借による権利
実施基準	この条例の目的を達成するため必要があると認めるとき
立入調査等の流れ	<pre> graph TD A[市町村] -- "① 情報提供 ③ 意見" --> B[県] B -- "必要に応じて ② 意見聴取" --> A C[県民等] -- "① 情報提供" --> B B -- "必要に応じて ④ 助言" --> D[土地所有者等] subgraph BottomBox [] E["必要に応じて ⑤ 報告の徴収 ⑥ 立入調査"] --> F["⑤⑥に応じない場合 必要に応じて ⑦ 必要な措置を行うよう勧告"] F --> G["⑦に従わない場合 必要に応じて ⑧ 勧告に従わなかった旨及び当該勧告の内容公表 ⑨ 5万円以下の過料"] end </pre> <p>※①～④の前後問わず実施可</p>

第1条 目的	水の供給源としての水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に寄与すること	
第2条 定義	水源地域	知事が指定した区域
	土地所有者等	水源地域内の土地について次の権利を有する者 ① 所有権 ② 地上権 ③ 地役権 ④ 賃借権 ⑤ 使用貸借による権利
第3条～第5条 責務	県	水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する
	県民	県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める
	土地所有者等	県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める
第6条 市町村連携	県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に連携協力するとともに、市町村に必要な協力を求める	
第7条 水源地域指定	知事は、森林及びその周辺の区域等であって、特に適正な土地利用を図る必要があると認める区域を「水源地域」として指定することができる	
第8条 届出	土地所有者等は、水源地域内において土地売買等の契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする日の6週間前までに、知事に届け出なければならない	
	対象外	① 土地の面積が0.5ha未満の契約 ② 契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、森林整備法人、道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合 ③ 非常災害のために必要な応急措置として行われる契約 ④ 農地法第3条第1項の許可を要する契約又は同項各号のいずれかに該当する契約

第9条～第12条 立入調査等	報告徴収	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に、必要な報告又は資料の提出を求めることができる
	立入調査	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をすることができる
	助言	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に、その土地の利用の方法等に関し必要な助言を行うことができる
	勧告	知事は、土地所有者等が虚偽の届出や立入調査を拒む行為等を行ったと認めるときは、その者に、必要な措置を行うよう勧告することができる
	公表	知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる
第13条 市町村条例	市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定が、この条例の趣旨に即したものと認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては適用しない	
第14条、第15条 罰則等	虚偽の届出や立入調査を拒む行為等を行った者は、5万円以下の過料に処する	
第16条 規則委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める	
附則 施行日等	施行日	① 第1条～第7条、第16条 公布の日 ② 第8条～第15条 令和 年 月 日
	経過措置	第8条の規定は、施行の日から起算して6週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する

- 令和7年 6月中旬～7月中旬 パブリックコメント、市町村へ意見照会
- 8月上旬 令和7年度第2回土地水対策部会
（第1回の意見反映、パブリックコメント結果・市町村の意見に対する審議）
福島県総合計画審議会
（土地水対策部会の審議内容報告）
- 9月 県議会に条例案提出
- 10月中旬 条例公布、制度周知開始
- 11月 水源地域（案）市町村へ意見照会・縦覧
- 12月 水源地域指定、市町村向け説明会
- 令和8年 2月1日 届出・立入調査等制度施行